

## 事業事前評価表（開発計画調査型技術協力）

作成日：2014年11月27日

担当部署：社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ

<b>1. 案件名</b>
国名：ケニア 案件名： （和）モンバサゲートシティ総合都市開発マスタープランプロジェクト （英）Project for Formulation of Comprehensive Development Master Plan in the Mombasa Gate City
<b>2. 協力概要</b>
(1) 事業の目的 モンバサにおいて、東アフリカ地域の玄関口にふさわしい都市像を描いた総合都市開発マスタープランを策定し、政府承認を得て、適切な都市開発プロジェクトの実施を促進することにより、モンバサ郡の社会経済成長に寄与する。 (2) 調査期間 2015年3月～2017年2月を予定（24か月） (3) 総調査費用 約3億円 (4) 協力相手先機関 モンバサ郡政府（Mombasa County Government） (5) 計画の対象（対象分野、対象規模等） 分野：都市開発 地域：モンバサ郡全域（面積212.5平方キロメートル <sup>1</sup> 、人口938,370人 <sup>2</sup> ） 裨益者：モンバサ郡政府で都市開発に従事する職員、モンバサの全住民 約94万人
<b>3. 協力の必要性・位置付け</b>
(1) 現状及び問題点 北部回廊の起点であるケニア・モンバサは地域の玄関口として重要な都市であるが、貨物の滞留や交通渋滞などで回廊輸送上の最大のボトルネックとなっているだけでなく、急激な人口増加への対応の遅れにより、環境悪化や不法居住の増加などの都市問題が大きな課題となっている。我が国支援による南部バイパス整備や経済特区をはじめとした産業集積により都市構造全体を変化させる大規模な開発が見込まれているが、都市全体の計画としては1971年に策定された都市計画を最後に更新されておらず、今後の成長を的確に予測した開発計画の策定が急務となっている。 また、モンバサ港の取扱コンテナ貨物量が過去10年で約3倍に増え、2002年の30万TEUから2012年には90万TEUとなり、今後も需要は伸び続け、2020年には180万TEU超となることが見込まれており <sup>3</sup> 、物流拠点としての都市整備が課題となっている。人口と産業の集積が急速に進展している同都市が適切な住環境整備等を行い、また、北部回廊の玄関口としての役割を担っていくために、都市計画M/Pを策定する必要性が高まっている。 かかる状況下、ケニア政府は、計画に基づく都市開発の促進及び経済の活性化のために、モンバサ郡の開発計画策定にかかる支援を我が国に要請した。

<sup>1</sup> 要請書の記述による（入り江（インド洋65平方キロメートル）を除いた面積）

<sup>2</sup> 要請書の記述による（夜間人口938,370人、昼間人口1,500,000人（2009年））

<sup>3</sup> SAPROF Review Report (Draft) October, 2013の記述による

(2) 相手国政府国家政策上の位置づけ

ケニアの国家戦略「Kenya Vision 2030」において、道路、鉄道、港湾などのインフラ整備に対して優先的に投資することが掲げられ、また、3つの柱の1つである社会戦略において主要都市から都市計画に取り組むことが明記されている。

(3) 他国機関の関連事業との整合性

世界銀行が Kenya Municipal program（地方行政強化・都市計画・インフラ整備・プロジェクトマネジメントにかかる支援を行うもの）のもと、モンバサ郡ではなく国土住宅都市開発省（Ministry of Land, Housing and Urban Development）をカウンターパートとして、モンバサの地形図作成と空間計画を策定するプロジェクトを2014年9月に開始した（プロジェクト期間は12か月）。同案件から JICA に地形図などの成果を含む情報提供を受けつつ、調査内容の調整をしながら案件を進める。

(4) 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置づけ

我が国の対ケニア国別援助方針（2012年4月）の重点分野「経済インフラ整備」に位置づけられる。

なお、モンバサは北部回廊の起点に位置することから、本案件は別途実施予定の「北部回廊物流網整備マスタープラン策定支援プロジェクト」と一体的に実施する。これらは TICAD V 横浜行動計画における重点分野「インフラ整備のための戦略的 M/P 策定」に該当する。

#### 4. 協力の枠組み

(1) 調査項目

- ① 現状分析
- ② 上位計画、関連計画などの収集・整理及び社会経済状況の整理
- ③ 既存関連法制度・基準、既存都市計画マスタープランの分析・整理
- ④ 社会基盤施設等の整備状況の分析・整理
- ⑤ 社会サービス（公共教育・医療・公共施設等）現況の分析・整理
- ⑥ 社会経済状況と既存セクター計画の分析・整理
- ⑦ 将来の開発にかかる開発ポテンシャル、課題、制約の分析
- ⑧ 交通実態調査の実施
- ⑨ 社会経済フレームワークの設定及び需要予測
- ⑩ （Kenya Vision 2030 に沿った）開発ビジョンの策定
- ⑪ 代替開発シナリオの作成と分析
- ⑫ 統合された開発戦略の策定
- ⑬ 戦略的環境アセスメントの実施
- ⑭ 土地利用計画を含むストラクチャープランの作成
- ⑮ 各セクターの基本構想と土地利用計画との整合性確認（運輸交通、電力、上下水道、通信、環境）
- ⑯ 総合マスタープランの策定
- ⑰ マスタープラン策定と実施にかかる組織・体制、法的枠組みの分析
- ⑱ マスタープラン策定にかかる技術移転
- ⑲ プロジェクトの進捗及び結果の公開のためのセミナー開催

(2) アウトプット（成果）

モンバサにおいて 2040 年を目標とした都市開発 M/P が策定される。

(3) インプット（投入）：以下の投入による調査の実施

(a) コンサルタント（分野／人数）

人数： 14 名

合計： 55 M/M

分野：

- ① 総括/都市開発
- ② 土地利用計画
- ③ インフラ整備
- ④ 住宅計画
- ⑤ 官民連携
- ⑥ 都市交通
- ⑦ 物流計画
- ⑧ 電力計画
- ⑨ 上下水計画
- ⑩ 観光開発/文化遺産保護
- ⑪ 組織運営/人材育成
- ⑫ 社会経済分析
- ⑬ 環境社会配慮
- ⑭ 業務調整

(b) その他 研修員受入れ

都市開発分野にかかる本邦研修を 2 回、ナイロビでの研修を 1 回実施する。

研修期間は 10 日間から 2 週間程度を予定。

**5. 協力終了後に達成が期待される目標**

(1) 提案計画の活用目標

本調査の結果が政府承認され、次期モンバサ郡開発計画に各種施策として取り込まれる。また、それに基づいた開発プロジェクトが実施される。

(2) 活用による達成目標

- ① モンバサ郡において計画に基づいた土地利用が行われる。
- ② モンバサ郡内の交通・物流の改善が図られる。
- ③ モンバサ郡において計画された都市開発により公共・民間投資が拡大する。

**6. 外部要因**

(1) 協力相手国内の事情

- ① 政策的要因：政権交代等により提案計画が形骸化しない。  
開発政策の変更により都市開発分野の優先度が低下しない。
- ② 行政的要因：関係省庁・機関の権限が変更されない。
- ③ 経済的要因：国内の経済状況が極度に悪化しない。
- ④ 社会的要因：各流域人口の極端な増減・移動が発生しない。治安が悪化しない。

(2) 関連プロジェクトの遅れ

特になし

**7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮（注）**

<環境社会配慮>

- ① カテゴリ分類：B

<p>② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境に望ましくない影響が重大でないと判断されるため。</p> <p>③ 環境許認可：本調査で確認</p> <p>④ 汚染対策：本調査で確認</p> <p>⑤ 自然環境面：本調査で確認</p> <p>⑥ 社会環境面：本調査で確認</p> <p>⑦ その他・モニタリング：本調査で確認</p>
<p><b>8. 過去の類似案件からの教訓の活用（注）</b></p> <p>(1)類似案件からの教訓  マスタープランの提言を受けた個々のプロジェクトを実施する際、各機関が個別に開発を進めるのではなく、これら関係機関を調整する機関の存在が総合的な地域開発を進めていくうえで重要との教訓が「プログラム評価手法検討のためのマスタープランの試行的評価」における「フィリピン国カラバル村地域総合開発計画調査（1991）」の事例より得られている。</p> <p>(2)本事業への活用  本プロジェクトにおいては、総合的な都市開発が行われるようカウンターパートであるモンバサ郡政府が中心となり、土住宅都市計画省と調整を行う必要がある。また、モンバサは北部回廊の起点に立地しているので、同回廊に関する計画の策定及び実施を担う関係機関と調整する必要がある。</p>
<p><b>9. 今後の評価計画</b></p> <p>(1) 事後評価に用いる指標</p> <p>① 活用の進捗度</p> <p>(ア)本プロジェクトの提言のケニア政府における施策として承認状況</p> <p>(イ)策定された計画の対象地域での実施状況</p> <p>(2) 上記①を評価する方法および時期</p> <p>調査終了3年後 事後評価</p>

(注) 調査にあたっての配慮事項